

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 13 号  
兵庫県立大学工学研究科産学連携委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項に基づき、地域に開かれた大学として産業界との交流を図り、産学連携による独創的な技術の産業化ならびに人材育成に関する事項について審議するために設置する工学研究科産学連携委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、工学研究科の産学交流に関する以下の事項について審議する。

- (1) 産学間の学術交流の推進に係る行事の企画運営に関すること
- (2) 産学交流の推進に係る予算の立案・執行に関すること
- (3) その他産学交流に関する重要事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
  - (2) 各専攻から 1 名ずつ選出された委員 6 名
- 2 前項第 2 号に掲げる委員は教授とする。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、兵庫県立大学産学連携推進会議の委員として、当該会議に出席するものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長になる。

- 2 委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の教職員ならびに学外の有識者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 前項の専門部会に、委員以外の教職員ならびに学外の有識者を加えることができる。
- 3 専門部会の長は、委員長または委員長が指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織で行う。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に第3条第1項第2号に掲げる委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。